

# 次期救急情報共有システムタブレット端末等賃貸借調達仕様書

## 1 件名

次期救急情報共有システムタブレット端末等賃貸借（長期継続契約）

## 2 目的

本件調達は、救急情報共有システムを円滑かつ正確に遂行する上で必要となる情報処理を、効率的に行うために必要となるタブレット端末等を賃貸借により調達するものである。

## 3 基本的な考え方

タブレット端末は、次にあげる項目を全て満たすことを基本とする。

### (1) 品質の確保

安全かつ適正な運用を実施するために必要と考えられる品質を確保する。

### (2) 情報セキュリティ対策

機密性、完全性、可用性の各々を確保するために必要と考えられる十分な機能を有するものとする。（データの盗難・改ざんの防止、動作状況の監視、障害回復等。）

### (3) 端末及びアプリケーションについて

本システム機器を構成するハードウェア及びアプリケーションは、メーカーが一般市場において販売するために、主要な製品系列の一環として製造する物品であり、同一機種において過去に十分な出荷・稼動実績を有していることを要する。

さらに、アプリケーションに関しては、タブレット端末が正常に稼動する版数のうち最新のものとする。

## 4 賃貸借物件

### (1) 賃貸借物件詳細

タブレット端末（通信回線サービス有り） 45 台

### (2) 賃貸借期間

令和 2 年 5 月 1 日（金）から令和 7 年 4 月 30 日（水）まで（60 か月）

### (3) 納入期限

令和 2 年 4 月 24 日（金）

※通信回線は、令和 2 年 5 月 1 日（金）から開通するものとする。

※賃貸借料は、令和 2 年 5 月 1 日（金）から発生するものとする。

### (4) 納入場所

千葉県消防局警防部救急課

## 5 基本仕様

タブレット端末（通信回線サービス有り）

区分		仕様
端末本体	筐体	タブレット型
	基本OS	Android8.0以上 又は同等品
	CPU	クアッドコア 1.5GHz+1.0GHz と同等以上
	内蔵メモリ	3GB以上
	通信機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Wi-Fi（IEEE802.11a/b/g/n/ac）</li> <li>・日本国内で提供されている4G/LTE回線が使用できること</li> <li>・Bluetooth5.0に対応していること</li> </ul>
	画面サイズ	10.1インチ
	解像度	WUXGA（1,920×1,200）
	重量	500g以下
	色	全て同一色とすること
通信回線	通信速度	LTE回線でのサービス提供を基本とし、それぞれの端末で最低7GB/月程度まで通信速度制限にかからないサービスであること。また、LTEエリア外では3Gの通信が可能であること。なお、通信速度制限時においては、下りで最大128kbps程度の速度を有するサービスであること。
	通信監視	回線ごとに、使用したデータ量のシステム管理ができること
付属品		<ul style="list-style-type: none"> <li>・充電器</li> <li>・画面保護フィルム</li> </ul>

※同等品の解釈は、千葉市消防局警防部救急課の判断による。

※タブレット端末の製品名及び仕様を明示して、千葉市消防局警防部救急課に事前確認し承認を得ること。

## 6 納入仕様

### (1) タブレット端末

ア 全て同一の機種とすること

イ 製品として提供されており、メーカーからのサポートサービスが可能であること。

ウ 端末に標準搭載されているアプリケーションは供給者が発行する正規の製品を納入すること。

エ 日本語による取り扱い説明書、クライアント設定項目一覧表（情報セキュリティ設定情報を含む）、導入機器の構成一覧表を、紙及び電子データで納入すること。

### (2) 環境構築、作動確認、テスト

ア アプリケーション等のインストール、初期設定、運用管理を考慮した初期設定を実施すること。なお、本システム機器の利用に必要なネットワーク等の設定条件は、別途落札者に提示する。

イ 落札業者は、タブレット端末納入時点の環境に速やかに復旧できる対策を講じるものとする。

## 7 遂行にあたっての注意事項

- (1) 本契約は、搬入、設置、設定、調整、申請手続き、撤去、搬出をすべて含み、賃貸人の負担で実施すること。
- (2) 賃貸人は、直ちに納入スケジュールを作製のうえ賃借人に提示し、承認を得ること。また、賃借人との打合せ等は責任者を定め、分かりやすく、効率的に行うこと。
- (3) 賃貸人は、納入にあたり、本仕様書に明示された機能、性能及びその他条件を十分に満足させること。また、納入する端末等については、原則として本件調達のために開発されたものではないこと。
- (4) 本仕様書に明記されていない事項で必要と認められる作業は、賃借人に報告のうえ賃貸人の責任において実施すること。
- (5) 納入する機器に問題が生じた場合は、賃貸人の責任において解決すること。
- (6) 賃借人が必要と認め、指示した事項については、その指示に従うこと。

## 8 修理・保守等

常に良好な状態で使用できるように、次に掲げる保守を行うこと。

### (1) 修理・保守期間

修理対応期間は賃貸借期間とする。

### (2) 利用者への対応

利用者からの問い合わせに迅速に対応できる体制を整えること。

### (3) 修理に関する対応

修理に関する対応窓口は、修理依頼先とし、修理結果を賃借人に報告するものとする。なお、報告時間は、午前9時00分から午後5時00分までとする。ただし、土曜日、休日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）は除く。

### (4) ハードウェア修理・保守要件

ア タブレット端末の盗難、紛失、故障及び事故等により発注者からの要請がある場合、受注者は、要請を受けたときから原則5営業日以内を目安に、別途本市と協議して決める初期設定を行ったタブレット端末を接続確認のうえ交換すること。なお、回数は無制限とする。

イ 故障が予見される事象を発見した場合は、消防局警防部救急課と協議した上で、タブレット端末の交換を実施すること。

ウ 上記ア及びイ共に、それに要する費用は受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰すべき事由による場合は、発注者の負担とする。

## 9 賃借料の支払い

本賃貸借物件に係る賃貸借料は、月末締め・翌月払いとする。

## 10 賃貸借期間終了時の取り扱い

- (1) 賃貸借期間の満了時は、賃貸借物件を賃貸人が利用場所から回収して契約を終了することを基本とする。ただし、賃借人の求めがあれば、賃貸借期間の満了前であっても賃借人の指示するスケジュールに合わせて回収を行うこと。
- (2) 賃貸借物件を回収する際に記録されている電子情報については、賃貸借期間の満了後に抹消等を行い、復元不可能な状態にすること。また、これについて適切な措置が講じられていることを確認するため、本市の求めに応じて遵守状況の報告を行うこと。